

2021年（令和3年）1月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
会長 加藤 正美 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

老人福祉センターの施設の維持管理の総括及び藤沢市老人福祉センター運営管理等に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）12月25日付けで諮問（第1049号）された老人福祉センターの施設の維持管理の総括及び藤沢市老人福祉センター運営管理等に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められない。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断をする必要がない。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

老人福祉センターは、市内在住の高齢者の生きがいつくり及び社会参加を促進するとともに、健康増進や介護予防を推進し、高齢者福祉の向上を図る拠点施設として市内3箇所に設置され、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会が、施設の指定管理者として運営管理に関する業務を行っている。

老人福祉センター開館時間内については、施設職員が定期的に施設内を巡回し、保全及び警備に努めているが、施設職員が不在となる夜間から早朝において、施設敷地内への侵入、ゴミの不法投棄、器物損壊等が度々発生しており、対応に苦慮している。また、近隣住民と施設職員又は利用者間でトラブルが度々発生しているため、施設利用者の安全確保への対策が必要である。

防犯カメラを設置し、画像の撮影及び録画すること並びに防犯カメラを設置していることを掲示することは、施設への不法侵入の未然防止及びトラブルへの抑止効果が期待できる。

以上のことから、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会について、本施設内で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火並びに施設閉館時間中の建造物侵入の捜査に限り、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的な取扱いについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設内での器物損壊等犯罪を未然防止すること及び施設利用者の安全確保を図るため行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

なお、防犯カメラ撮影区域には、カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

(4) 個人情報をも目的外に提供することについて

ア 個人情報をも目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、当該施設で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火並びに施設閉館時間中の建造物侵入の捜査に限り、審議会に諮問の手続を経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性があると判断したものである。

なお、防犯カメラ画像データの提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の範囲に限る。）

(5) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知は省略する。

また、本人が特定された場合においては、本人通知をすることにより、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件に係る本人通知を省略する。

なお、施設内における犯罪捜査のため、防犯カメラ画像データの目的外提供があり得る旨を施設内に掲示する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く、一定の保存期間が経過したデータの自動削除が可能であり、必要な部分の画像データの取り出しも容易なハードディスクを採用することから、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

防犯カメラ画像データ

なお、撮影範囲は施設内であり、近隣家屋及び歩行者等が画像に映り込む場合は、マスキング等の画像処理を施すものとする。

ウ 設置予定場所とシステムの概要

(ア) 藤沢市老人福祉センターやすらぎ荘

防犯カメラ2台、録画機器1台

(イ) 藤沢市老人福祉センター湘南なぎさ荘

防犯カメラ5台、録画機器1台

(ウ) 藤沢市老人福祉センターこぶし荘

防犯カメラ3台、録画機器1台

エ 安全対策及び日常的な処理体制

(ア) 防犯カメラ本体にデータは保存されず、有線ケーブルで直接録画機器と

接続するため、ネットワークへの接続は行わない。

- (イ) 防犯カメラは、施設壁面に金具で固定する。
- (ウ) 録画機器は、各施設事務室内に配置し、転倒防止を施したラックにセキュリティワイヤー又はネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。
- (エ) 記録の操作を行う際は、パスワードを設定することで、防犯カメラ管理責任者、防犯カメラ管理補助者及び防犯カメラ管理取扱者以外が利用できないよう利用者を制限し、パスワードは1年ごとに更新する。
- (オ) 設置機器は、保存期間である14日間を超えない期間分の画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。保存した画像データについては、条例及び藤沢市老人福祉センター防犯カメラ運用基準に基づき管理を行うものとする。

(7) 実施時期（予定）

2021年（令和3年）4月1日

(8) 添付資料

- ア 案内図
- イ 設置場所
- ウ 設置機種
- エ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
- オ 藤沢市老人福祉センター防犯カメラ運用基準
- カ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設内での器物損壊等犯罪を未然防止すること及び施設利用者の安全確保を図るため行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない

ため、本人通知を省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には、カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、当該施設で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火並びに施設閉館時間中の建造物侵入の捜査に限り、審議会に諮問の経路を経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性がある。

しかしながら、現時点において、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会の実績がなく、今後、事案が多く発生するかは明確ではない。

よって、本件目的外提供の包括的な取扱いについては認められない。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(3)に述べたとおり、目的外に提供する必要性について認められないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く、一定の保存期間が経過したデータの自動削除が可能であり、必要な部分の画像データの取り出しも容易なハードディスクを採用することから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講ずるとしている。

(ア) 防犯カメラ本体にデータは保存されず、有線ケーブルで直接録画機器と接続するため、ネットワークへの接続は行わない。

(イ) 防犯カメラは、施設壁面に金具で固定する。

(ウ) 録画機器は、各施設事務室内に配置し、転倒防止を施したラックにセキュリティワイヤー又はネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。

(エ) 記録の操作を行う際は、パスワードを設定することで、防犯カメラ管理責任者、防犯カメラ管理補助者及び防犯カメラ管理取扱者以外が利用できないよう利用者を制限し、パスワードは1年ごとに更新する。

(オ) 設置機器は、保存期間である14日間を超えない期間分の画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。保存した画像データについては、条例及び藤沢市老人福祉センター防犯カメラ運用基準に基づき管理を行うものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上